令和６年２月時点版

生産性向上を目指す皆様へ

令和5年度補正予算

「小規模事業者持続化補助金」

地域の雇用や産業を支える小規模事業者等の生産性向上と持続的発展を図ることを目的とし、持続的な経営に向けた経営計画に基づく販路開拓の取組を支援します！

【事業目的】

小規模事業者※等が経営計画を自ら策定し、商工会・商工会議所の支援を受けながら取り組む販路開拓を支援

※ 従業員数が「商業・サービス業(宿泊業、娯楽業を除く)」の場合5人以下、製造業またはそれ以外の業種の場合20人以下である事業者

【補助上限】

50～200万円

⇨ **免税事業者から適格請求書発行事業者（インボイス発行事業者）に転換する場合、一律に50万円の補助上限上乗せを行います。（最大250万円）**

（詳細は、裏面をご確認ください）

【補助率】

２／３（賃金引上げに取り組む事業者のうち、赤字事業者は３／４）

【補助対象】

店舗改装、広告掲載、展示会出展費用など

【今後のスケジュール】

公募要領公開：２０２４年１月１６日（火）

申請受付期間：２０２４年２月　９日（金）～３月１４日（木）

※詳しくは事務局ポータルサイト（裏面）をご確認ください。

応募方法：原則持続化補助金申請システムによる電子申請

※電子申請に必要なGビズIDプライムアカウントの発行には、一定の期間がかかりますので、事前にアカウントを発行することをお勧めします。電子申請先は公募要領をご確認ください。

経済産業省　中小企業庁　Be a Great Small. 中小機構

チラシのダウンロードはこちら↑

事前準備から事業終了までの流れ

事前準備
- 商工会・商工会議所へ相談
- 事業計画の作成

公募開始～交付候補者決定（公募申請期間）
- 公募受付開始
- 公募締切
- 事業計画審査・採択者決定

交付決定～補助事業実施（補助事業実施期間）
- 交付申請・決定
- 補助事業開始
- 事業実施・実績報告
- 補助額の確定検査
- 補助金の請求・補助金の支払い

令和6年10月31日までに事業完了

補助期間終了後～（フォローアップ）
- 事業化状況報告

※申請時点で明らかではない経費については、交付申請・決定の段階時点で、事業に要する経費の詳細内訳を改めて求めます。
事後で対象外経費が含まれていることが判明した場合はお支払いができませんので、申請時点でよくご確認ください。
※令和6年10月31日までに事業を完了し、令和6年11月10日までに実績報告書を提出していただく必要があります。

支援枠・類型の概要

	通常枠	特別枠			
		賃金引上げ枠	卒業枠	後継者支援枠	創業枠
補助率	2／3 （賃金引上げ枠のうち赤字事業者は３／４）				
補助上限	50万円	200万円			
インボイス特例	50万円※ ※インボイス特例の要件を満たす場合は、上記補助上限額に50万円を上乗せ				

【申請要件】

○ **賃金引上げ枠** ⇒ 事業場内最低賃金を地域別最低賃金より＋50円以上とした事業者
（既に達成している場合は申請時点の事業場内最低賃金より＋50円以上）
○ **卒業枠** ⇒ 小規模事業者として定義する従業員数を超えて規模を拡大する事業者
○ **後継者支援枠** ⇒ アトツギ甲子園のファイナリスト等となった事業者
○ **創業枠** ⇒ 過去3年以内に「特定創業支援事業」による支援を受け創業した事業者

免税事業者からインボイス発行事業者へ転換した事業者は、**全ての枠で50万円の補助上限を上乗せ。**
○**インボイス特例** ⇒ 免税事業者のうちインボイス発行事業者の登録を受けた事業者

※申請要件等の詳細は、下記事務局HPに掲載の公募要領等をご確認ください。

※ 青字が本補助金の対象経費

活用事例①

古民家をカフェとして営業するため、**厨房を改装**。加えて、地元飲食店との**コラボメニュー開発**や、地域住民の協力を得て様々なイベントをカフェで開催。

活用事例②

蕎麦屋が地元特産のかき揚げをセットメニューに追加するため、**高性能フライヤーを導入**。新規顧客の増加、顧客単価アップを目的として**地元メディアに広告を出稿**。

事務局HP：

商工会地区HP
お問い合わせ先は所在地によって異なるため、上記の商工会地区HPをご参照ください。

商工会議所地区HP
03-4330-3480

jGrants（ID取得）

石川県、富山県、福井県、新潟県の皆様へ

令和5年度補正予算

「小規模事業者持続化補助金（災害支援枠）」

令和６年能登半島地震により被害を受けた
小規模事業者等が行う事業再建の取組を支援します

【補助対象事業者】

石川県、富山県、福井県、新潟県に所在する、令和６年能登半島地震の被害を受けた小規模事業者等

※第２次公募より、持続化補助金の他類型を活用している方も、災害支援枠の申請が可能となりました。

【事業目的】

事業の再建に向けた経営計画を自ら策定し、商工会・商工会議所の支援を受けながら取り組む事業を支援

【補助上限】

200万円（直接被害）

⇒自社の事業用資産に損壊等の直接的な被害を受けた場合

100万円（間接被害）

⇒令和6年能登半島地震に起因して、売上げ減少の間接的な被害を受けた場合

【補助率】

２／３、定額（一定の要件を満たす事業者のみ対象）

【補助対象】

機械装置等の購入、店舗改装、広告掲載、展示会出展費用など

【今後のスケジュール】

第２次公募　申請受付開始：令和　６年　３月　８日（金）
　　申請受付締切：令和　６年　４月２６日（金）

※２次公募締切り後、速やかに３次公募を開始します。

経済産業省　中小企業庁　Be a Great Small. 中小機構

チラシのダウンロードはこちら↑

事前準備から事業終了までの流れ

事前準備

- 事業計画の作成
- （自治体へ依頼）証明書類の発行
- 商工会
- 商工会議所へ相談

公募開始～交付候補者決定

- **公募受付開始**
- **公募締切**
- 事業計画審査
- **採択者決定**

交付決定～補助事業実施

- **交付申請・決定**
- **補助事業開始**
- 事業実施
- **実績報告**
- 確定検査
- **補助額の確定**
- **補助金の請求**
- **補助金の支払い**

令和6年10月31日までに事業完了

※申請時点で明らかではない経費については、交付申請・決定の段階時点で、事業に要する経費の詳細内訳を改めて求めます。
事後で対象外経費が含まれていることが判明した場合はお支払いができませんので、申請時点でよくご確認ください。
※令和6年10月31日までに事業を完了し、指定期日までに実績報告書を提出していただく必要があります。

【申請前に自治体に必ず発行してもらうもの】

- **直接被害で申請する場合**
  ⇒事業所や事業資産等が罹災されたことが分かる公的書類（例：「罹災(被災)証明書」など）
- **間接被害で申請する場合**
  ⇒令和６年１月から３月の任意の１か月の売上高が前年同期と比較して２０％以上減少していることが分かる公的書類（例：セーフティネット4号における「認定書」など）

【定額要件】

直接被害を受けた事業者のうち、以下の要件をすべて満たす場合は定額補助となります。

1．新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者
2．過去数年以内に発生した災害(※1)で被害を受けた以下いずれにも該当する事業者
　①当該災害による事業用資産への被災が証明できる事業者
　②当該災害に対して国等が実施した災害支援策を活用した事業者
3．次のいずれかに該当する事業者
　①過去数年以内に発生した災害以降、売上高が２０％以上減少している事業者
　②厳しい債務状況にあり、かつ、交付申請時において経営再建等に取り組み、かつ、認定経営革新等支援機関に事業計画等の確認を受けている事業者
4．過去数年以内に発生した災害による債務を抱えている事業者
5．施設又は設備が被災し、その復旧又は復興を行おうとする者

(※１)過去５年以内を目安に発生した災害であって災害救助法の適用を受けたものです。

【補助対象となる期間の特例】

特例として令和6年1月1日の能登半島地震による災害発生以降で、交付決定の前に行われた事業に要する経費についても、適正と認められる場合には補助金の対象となります。

※「直接被害」の場合、罹災（被災）証明書、「間接被害」の場合、売上げが減少したことが分かる「認定書」が必要となります。（いずれも自治体が発行するもの）

活用事例①

※ 青字が本補助金の対象経費

被災により失った**椅子**や**テーブル**、**厨房機器**などを新たに購入するとともに、**店舗改装**と合わせて新しいデザインの**看板を作成**。リニューアルオープンにより、集客向上をはかった。

活用事例②

店舗が入居していた貸しビルが全壊し、自宅の敷地で営業再開。**新商品開発**のほか、**チラシ・フリーペーパー**での宣伝を行い、被災前の売上げまでに回復。

商工会議所地区の方はこちら

補助金事務局電話番号：
03-6635-2021

商工会地区の方はこちら

石川県連　076-268-7300
富山県連　076-441-2716
福井県連　0776-23-3659
新潟県連　025-283-1311